



平成 30 年 6 月 18 日 07 時 58 分頃の大阪府北部の地震に伴う 大阪府大雨警報・注意報発表基準の暫定的な運用について

平成 30 年 6 月 18 日 07 時 58 分頃の大阪府北部で発生した地震による地盤の緩みを考慮し、揺れの大きかった市町村については大雨警報・注意報の発表基準（土壌雨量指数基準）を引き下げて運用します。

平成 30 年 6 月 18 日 07 時 58 分頃に大阪府北部で発生した地震により、大阪府では、大阪市、高槻市、枚方市、茨木市、箕面市で震度 6 弱を観測したのをはじめ、広い範囲で震度 5 強を観測しました。

これらの地域では、地盤が脆弱になっている可能性が高いため、雨による土砂災害の危険性が通常より高いと考えられます。

このため、当分の間、大阪管区気象台が発表する大雨警報・注意報（土壌雨量指数基準）の発表基準について、下記のとおり通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用します。

記

通常基準の 7 割の暫定基準を設ける市町村
大阪市*、高槻市、枚方市、茨木市、箕面市

通常基準の 8 割の暫定基準を設ける市町村
豊中市、吹田市、寝屋川市、摂津市*、交野市、島本町

今後は地震後の降雨と土砂災害の関係を調査し、必要に応じて暫定基準を見直します。

なお、土砂災害警戒判定メッシュ情報 についても、今回の暫定基準を反映した判定結果となるため、引き続き避難対象地域の絞込みに活用いただけます。

*の付いている市町村は、注意報基準のみ変更

土砂災害警戒判定メッシュ情報は、土砂災害警戒情報や大雨警報（土砂災害）等を補足する情報です。

<http://www.jma.go.jp/jp/doshamesh>

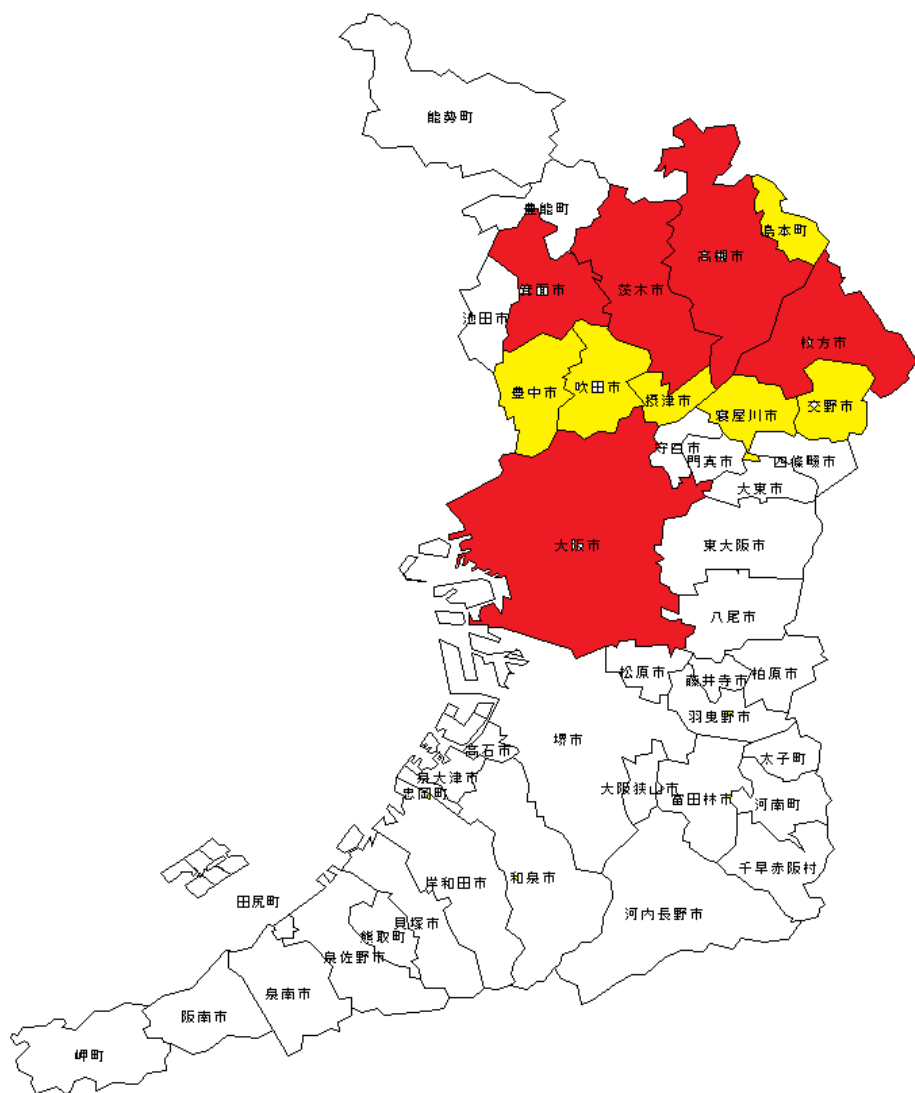
詳細については、以下を参照してください。

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/bosai/doshakeikai.html#b>

問合せ先：大阪管区気象台 気象防災部予報課 土砂災害気象官 平井
電話 06-6949-6303（内線 5305） FAX 06-6941-1846

別紙

通常基準を暫定的に引き下げて運用する市町村



通常基準の7割に引き下げる市町村



通常基準の8割に引き下げる市町村